

# アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟一審判決

(東京地裁 2001年3月26日判決)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

平成一三年三月二六日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

第一事件・平成三年(ワ)第一七四六一号アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求

事件

第二事件・平成四年(ワ)第五八〇九号同補償請求事件

判 決

当事者の表示

別紙一当事者目録記載のとおり

主 文

- 一 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一 原告らの請求

被告は、原告らに対し、各金二〇〇〇万円を支払え。

## 第二 事案の概要

### 一 事案の大要

本件は、被告が、明治三八年（一九〇五年）十一月一七日の「日韓協約」（いわゆる第二次日韓協約といわれるもので、「乙巳条約」ともいう。）以降、当時の「大韓帝国」の主権を徐々に侵略し、明治四三年（一九一〇年）八月二二日の「韓国併合ニ關スル条約」の締結により同国を併合し、それ以来、昭和二〇年（一九四五年）まで同国の領域を支配し、志願兵制度及び徴兵制度、自由募集、官斡旋及び国民徴用令の適用等により同国人を軍人軍属としたことに関し、また、同国人女性が軍隊慰安婦とされたことに関し、旧日本軍の軍人軍属及びその遺族であるとする韓国の原



告ら（以下「軍人軍属関係の原告ら」という。）、並びに軍隊慰安婦であつたとする韓国の原告ら（以下「軍隊慰安婦関係の原告ら」という。）が、被告の行為によつて耐え難い苦痛を被つたと主張し、被告に対し、損失補償ないし損害賠償を求め、また、未払給与債権及び未払郵便貯金債権（以下「未払給与債権等」ということがある。）を有し、仮に右債権が消滅したとすればその補償請求権を有すると主張し、被告に対し、その支払ないし補償を請求した事案である。

原告らは、未払給与債権等に関する損失を除く損失ないし被害に関する損失補償ないし損害賠償請求（以下「人的損失等の損失補償ないし損害賠償請求」ということがある。）の法的根拠として、①「人道に対する罪」違反及びその他の国際法違反に基づく補償請求権、②憲法上の原状回復請





求権（憲法前文、ポツダム宣言受諾に基づく補償請求権）、③憲法二九条三項に基づく補償請求権、④国際法上の平等原則に基づく補償請求権、⑤憲法の平等原則に基づく補償請求権、⑥条理に基づく補償請求権、⑦信義則（安全配慮義務違反）に基づく補償請求権、⑧民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権、⑨立法不作為による国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求権を挙げている。

また、原告朴■封、原告金■仙、原告丁■、原告李■順、原告鄭■永、原告申■、原告成■、原告姜■、原告徐■及び原告文■（以下「原告朴■封ら一〇名」ということがある。）は、未払給与債権等に基づく請求又はこれに関する補償請求の法的根拠として、未払給与債権等とこれらの権利の消滅による憲法二九条三項に基づく補償請求権を挙げている

(原告朴七封ら一〇名の右各請求は、人的損失等の損失補償ないし損害賠償請求の選択的請求である。)

二 原告らの主張

原告らの主張は、別紙二「原告らの主張」に記載のとおりである。

三 被告の主張

被告の主張は、別紙三「被告の主張」に記載のとおりである。

四 本件の争点

1 人的損失等の損失補償ないし損害賠償請求について

(一) 国際法に基づく請求について

(1) 「人道に対する罪」違反及びその他の国際法違反に基づく補償請求について



「人道に対する罪」違反及びその他の国際法違反の成否、右国際法違反に基づく民事責任の有無

(2) 原状回復請求権（ポツダム宣言受諾等に基づく補償請求権）に基づく補償請求について

ポツダム宣言受諾等に基づく補償請求権の有無

(3) 国際法上の平等原則に基づく補償請求について

国際法上の平等原則違反の成否及び国際法上の平等原則に基づく民事責任の有無

(二) 国内法に基づく請求について

(1) 憲法二九条三項に基づく補償請求について

憲法二九条三項に基づく補償請求権の有無





- (2) 憲法の平等原則に基づく補償請求について  
憲法の平等原則違反の成否及び憲法の平等原則に基づく民事責任の有無
- (3) 条理に基づく補償請求について  
条理に基づく補償請求の有無
- (4) 信義則（安全配慮義務違反）に基づく補償請求について  
債務不履行（安全配慮義務違反）の成否及び債務不履行責任の有無
- (5) 民法上の不法行為に基づく請求について  
不法行為の成否及び不法行為に基づく責任の有無
- (6) 立法不作為を理由とする国家賠償法一条一項に基づく請求について





て

立法不作為による国家賠償法一条一項に基づく責任の有無

2 未払給与債権等及びこれに関する補償の請求について

(一) 未払給与債権等は、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（昭和四〇年法律第一四四号、以下「措置法」という。）一項にいう協定二条三の財産、権利及び利益に該当するか。

(二) 措置法一項は憲法二九条二、三項に違反するか。

(三) 措置法一項による未払給与債権等の消滅についての憲法二九条三項に基づく補償請求権の有無



第三 本件の背景事情及び原告ら各自の事実経過についての判断

一 本件の背景事情の概略について

1 本件の背景事情のうち争いのない事実と証拠（甲七一ないし七五、証人菊池英昭）によれば、次の事実が認められる。

(一) 明治三八年（一九〇五年）十一月十七日の「日韓協約」（第二次日韓協約、乙巳条約）の締結によって、日本国は、当時の「大韓帝国」の外交権を掌握し、明治四三年（一九一〇年）八月二二日の「韓国併合ニ關スル条約」の締結によって、「大韓帝国」を併合し、朝鮮半島を日本国の領土に加え、その統治下に置いた。

(二) 昭和一二年（一九三七年）にいわゆる蘆溝橋事件が勃発して日中戦争が始まり、昭和一六年（一九四一年）に太平洋戦争が始まった。



- (三) 昭和一〇年代になると、日本国は、朝鮮半島内において、皇国臣民の誓詞の斉唱を強制し（昭和一二年）、君が代斉唱、宮城遙拝及び神社参拝を強要し、また、学校での朝鮮語教育を廃し（昭和一三年）、日本語を常用させ、さらには、日本風の姓名を名乗らせる創氏改名を行う（昭和一四年）などいわゆる皇民化政策を急速に推進して行った。
- (四) 日本国は、戦争の遂行に必要な兵員を確保するため、昭和一三年（一九三八年）四月三日、陸軍特別志願兵令の施行により、戸籍法の適用を受けない者についても志願兵制度を実施し、朝鮮半島において志願者を募集した。次いで、昭和一七年（一九四二年）五月八日の閣議で朝鮮における徴兵制実施の準備が決定され、昭和一八年（一九四三年）これを内容とする改正兵役法が公布、施行され、昭和一九年





(一九四四年) 以降朝鮮において徴兵が実施された。

(五) さらに、日本国は、戦時下における労働力不足を補うため、昭和四年(一九三九年)九月以降、朝鮮から日本内地へ労働動員をし、多数の朝鮮人が強制的に連行された。右労働動員の形態は、自由募集による動員(昭和一四年九月から昭和一七年まで)、官斡旋・隊組織による動員(昭和一七年二月から昭和一九年八月まで)、国民徴用令による動員(昭和一九年九月以降)であった。

2 本件の背景事情のうち争いのない事実と証拠(甲一、三ないし五、四八の3、六八、証人吉見義明)によれば、次の事実が認められる。

(一) 旧日本軍においては、昭和七年(一九三二年)のいわゆる上海事変の後ころから、醜業を目的とする軍事慰安所(以下単に「慰安所」と





いう。)が設置され、そのころから終戦時まで、長期に、かつ広範な地域にわたり、慰安所が設置され、数多くの軍隊慰安婦が配置された。

当時の政府部内資料によれば、各地における慰安所の開設の理由は、旧日本軍占領地域内で日本軍人が住民に対し強姦などの不法な行為を行うことを防止し、これらの不法な行為によつて反日感情が醸成されることを防止する必要性があることなどとされていた。

(二) 軍隊慰安婦の募集は、旧日本軍当局の要請を受けた経営者の依頼により、斡旋業者がこれに当たっていたが、戦争の拡大とともに軍隊慰安婦の確保の必要性が高まり、業者らは甘言を弄し、あるいは詐欺脅迫により本人たちの意思に反して集めることが多く、さらに、官憲がこれに加担するなどの事例もみられた。



戦地に移送された軍隊慰安婦の出身地は、日本を除けば、朝鮮半島出身者が大きな比重を占めていた。

(三) 旧日本軍は、業者と軍隊慰安婦の輸送について、特別に軍属に準じて渡航許可を与え、また、日本国政府は軍隊慰安婦に身分証明書の発給を行っていた。

(四) 慰安所の多くは、旧日本軍の開設許可の下に民間業者により経営されていたが、一部地域においては旧日本軍により直接経営されていた例もあつた。民間業者の経営については、旧日本軍が慰安所の施設を整備したり、慰安所の利用時間、利用料金、利用に際しての注意事項等を定めた慰安所規定を定め、軍医による衛生管理が行われるなど、旧日本軍による慰安所の設置、運営、維持及び管理への直接関与があ

った。

また、軍隊慰安婦は、戦地では常時日本軍の管理下に置かれ、日本軍とともに行動させられた。

(五) 戦線の拡大の後、敗走という混乱した状況の下で、旧日本軍がともに行動していた軍隊慰安婦を現地に置き去りにした事例もあった。

二 原告ら各自の事実経過の概略について

1 軍人軍属関係の原告ら

(一) 次の事実はいずれも原告らと被告との間において争いが無い(証拠を掲げる事実については当該証拠によって認定することができる。)

原告朴封は、大正一三年(一九二四年)七月一二日生まれであり、陸軍歩兵第一四〇連隊に所属し、階級は陸軍上等兵であった。





原告金■仙の父金■國は、大正一三年（一九二四年）一〇月二三日生まれであり、陸軍独立歩兵第五一七大隊に所属し、階級は陸軍上等兵であつた。金■國は、昭和二〇年九月一八日、戦病死した（甲一四の2、9、11）。

原告趙■萬は、大正一一年（一九二二年）一月二五日生まれであり（月日が一月二五日であることにつき、甲一五の2、原告趙■萬本人）、海軍軍属（工員）としてトラック島における第四海軍建築部に所属していた。

原告斐■は、大正一三年（一九二四年）二月一日生まれであり、陸軍歩兵第一〇六連隊に所属し、階級は陸軍一等兵であつたが、昭和二年四月七日現地復員した。





原告金■永は、大正一二年（一九二三年）二月一日生まれであり、陸軍独立自動車第六一大隊に所属し、階級は陸軍上等兵であつたが、昭和二一年四月七日現地復員した。

原告丁■の父丁■は、大正一〇年（一九二一年）一〇月二五日生まれであり、陸軍歩兵第一〇六連隊に所属し、階級は陸軍伍長であつたが、昭和二〇年四月六日ビルマにおいて戦死した。

原告李■順の夫羅■は、大正七年（一九一八年）八月一七日生まれであり（生年月日につき、甲一九の3）、陸軍第二〇師団第一野戦病院所属の陸軍兵長として軍務に服していたが、昭和一九年五月三日戦死した。

原告鄭■永は、大正九年（一九二〇年）一月二一日生まれであり



(生年月日につき、甲二〇の1)、陸軍独立歩兵第六〇八大隊に所属し、階級は陸軍少尉であり、昭和二〇年九月二十九日現地復員した(復員の日につき、甲二〇の2、二〇の3の1、2、二〇の7)。

原告鄭■姐の夫韓■洙は、大正九年(一九二〇年)八月一八日生まれであり(生年月日につき、甲二一の4)、第一三軍司令部に所属したことがあり、階級は陸軍上等兵であったが、昭和一九年五月一〇日、登第七三三〇部隊臨時軍法会議上海法廷において死刑判決を受けた(韓■洙は、その後、刑死したものと推認される(甲二一の4))。

原告朴■瓊は、大正一二年(一九二三年)十一月一七日生まれであり(生年月日につき、甲二二の1)、陸軍軍属(傭人)となり、昭和一七年八月ジャワ俘虜収容所に配置され、戦犯裁判において強制労働



二年の判決を受け、昭和二五年一月二三日巢鴨プリズンに入所し、同年二月一七日満刑釈放された。

原告李■桓は、明治四五年（一九一二年）五月二五日生まれであり、陸軍軍属（船員）として船舶司令部に所属していたが、昭和一九年一月一―二日空襲により右前膊開放性挫滅粉碎骨折の傷害を受けた。原告李■桓は、右傷害のため、右前腕主関節下切断をやむなくされた（甲二三の5ないし8）。

原告金■大の父金■龍は、大正元年（一九一二年）一月二六日生まれであり、第四海軍施設部に海軍軍属（工員）として所属していたが、その後、昭和一九年八月八日南洋群島において戦死した。

原告安■の父安■は、大正一〇年（一九二一年）三月五日生ま





れであり、海軍軍属となつて加智山丸の船員として労働したが、その後、昭和一八年九月一九日本邦南方海面において戦死した。

原告崔 ■■■ の夫姜 ■■■ は、大正七年（一九一八年）九月二七日生まれであり、第一五海軍設営隊に海軍軍属（工員）として所属したが、その後、昭和一八年一月二二日戦死した。

原告申 ■■■ は、大正九年（一九二〇年）五月九日生まれであり、第一〇一海軍施設部に海軍軍属（工員）として所属していた。

原告趙 ■■■ 雄の父趙 ■■■ 鐸は、大正一〇年（一九二一年）四月二日生まれであり、第二二五設営隊に海軍軍属（工員）として所属していたが、その後、昭和二〇年九月二三日ダバオにおいて戦病死した。

原告李 ■■■ 鎮の父李 ■■■ 永は、昭和一七年一月一八日当時、海軍軍属





(工員)として勤務していたが、その後、昭和二〇年六月三〇日マニラ東方山中において戦死した。

原告金■攝は、大正一二年(一九二三年)一〇月一五日生まれであり(生年月日につき、甲三〇の2)、芝浦海軍施設補給部に海軍軍属(工員)として所属していた。原告金■攝は、昭和二〇年八月五日ころ、空襲により左腕に重傷を負い、そのため左腕切断をやむなくされた(甲三〇の2、4、原告金■攝本人)。

原告文■煥は、大正五年(一九一六年)一〇月九日生まれであり(生年月日につき、甲三一の1)、芝浦海軍施設補給部に海軍軍属(工員)として所属していた。

原告朴■元は、大正一二年(一九二三年)六月三〇日生まれであり、

芝浦海軍施設補給部に海軍軍属（工員）として所属していた。

原告高■■■■の父高■■■■は、明治三五年（一九〇二年）七月二一日生まれであり、芝浦海軍施設補給部に海軍軍属（工員）として所属していた。

原告李■■■■宰は、大正九年（一九二〇年）二月二八日生まれであり、芝浦海軍施設補給部に海軍軍属（工員）として所属していた。

原告韓■■■■洙の父韓■■■■錫は、大正四年（一九一五年）七月七日生まれであり、第四海軍施設部に海軍軍属（工員）として所属したが、その後、昭和一九年二月二四日ブラウン島において戦死した。

原告金■■■■琪の兄金■■■■喆は、大正一〇年（一九二一年）七月二五日生まれであり、第四海軍施設部に海軍軍属（工員）として所属したが、

その後、昭和一九年二月二四日ブラウン島において死亡した。

原告朴■善の父朴■甲は、明治四一年（一九〇八年）十一月十五日生まれであり、第四海軍施設部に海軍軍属（工員）として所属したが、その後、昭和一九年二月一日ナウル島において戦病死した。

原告呉■の兄呉■煥は、呉海軍施設部の海軍軍属（工員）であったが、昭和一八年一月九日ビスマルク諸島方面において戦死した。

原告成■は、昭和二年（一九二七年）一月二〇日生まれであり、第一野戦補充馬廠に陸軍軍属（傭人）として所属していた。

原告姜■は、大正九年（一九二〇年）二月九日生まれであり、陸軍軍属（軍夫）として特設水上勤務第一〇三中隊に配属されていた。

原告徐■は、大正九年（一九二〇年）四月一五日生まれであり、







陸軍軍属（傭人）として特設水上勤務第一〇一中隊に配属されていた。

原告韓■■龍の父韓■■熙は、大正五年（一九一六年）一月一日生まれであり、海軍軍属（工員）として大湊海軍施設部に配属されていた。韓■■熙は、浮島丸に乗船して大湊から釜山に向かう途中、昭和二〇年八月二四日、舞鶴港において、浮島丸の沈没により死亡した（甲四二の1、3ないし6）。

(二) 原告金■■鳳関係

証拠（甲一二の1、2、一二の3の1、2、一二の4、5、8、原告金■■鳳本人）を総合すると、原告金■■鳳は、大正一二年（一九二三）七月二九日生まれであり、昭和一九年（一九四四年）九月四日ころ、徴集されて竜山の陸軍第一九八三部隊に入隊し、まもなく東京・



世田谷高射砲中隊に配属されたこと、原告金鳳は、同年一〇月ころ、空襲時迎撃中、米軍機の機銃掃射によって右側膝部、右下腿部、左下腿部等に被弾したこと、原告金鳳は、手術の結果、左下腿部は治癒したものの、右側膝部に二個、右下腿部に一個の砲弾破片が残存しており、歩行時、屈伸運動時に激しい疼痛があり、そのため、労働に従事することは困難であり、日常生活にも支障をきたしている状態であることが認められる。

(三) 原告金鳳関係

証拠（甲一三の1、2、一三の3の1、2、一三の5、原告金鳳本人）を総合すると、原告金鳳の夫権は、大正一三年（一九二四年）八月一九日生まれであり、昭和二〇年（一九四五年）三月二四



日ころ、徴集を受け、青山七九連隊二二部隊に入隊し、南方派遣部隊に配属されたこと、原告金■淑は、同年四、五月ころ、権■から小倉陸軍病院に入院した旨の手紙を受け取り、同年七月ころ、権■からまもなく広島第一陸軍病院に転院する旨の手紙を、その後まもなく、権■から広島に転院した旨の手紙をそれぞれ受け取ったが、それ以降、権■からの手紙は届かず、何らの消息もなかったこと、原告金■淑は、日本国厚生省援護局に権■の軍歴及び消息を照会したが、平成四年四月九日付けで同局から再調査を行ったが手がかりが得られなかった旨の回答があったこと、なお、昭和二〇年八月六日広島に原爆が投下され、多くの人命が失われたこと（この事実は当裁判所に顕著である。）が認められる。



右事実によれば、権[ ]は、昭和二〇年八月六日の前に広島第一陸軍病院において死亡し、又は、同月六日の原爆の投下により、そのころ同病院において死亡したものと推認される。

## 2 軍隊慰安婦関係の原告ら

甲第四五ないし第四八号証の各二、第四九号証の七、一一、第五〇号証の二、第五一号証の三、第五九号証、証人白杵敬子、原告金学順、原告李貴分、原告文玉珠、原告金田きみ子こと[ ]原告[ ]の各供述を総合すると、原告[ ]<sup>A</sup>原告金学順、原告李貴分、原告盧清子、原告文玉珠、原告金田きみ子こと[ ]原告沈美子及び原告[ ]<sup>B</sup>がその主張のころ軍隊慰安婦とされ、軍隊慰安婦として働かされたことが認められる。

#### 第四 人的損失等の損失補償ないし損害賠償請求についての判断

##### 一 国際法に基づく請求について

##### 1 国際法における一般原則について

国際法は、沿革的に国家と国家の法律関係に関するものであるから、国際法による規律は、本来的に国家と国家を拘束するものであり、国際法上の主体性は、原則として国家に認められるものである。したがって、国家を構成する個人は、原則として国際法上の権利義務の主体となることはなく、国際法の分野では個人が他国から受けた被害等は所属国の外交保護権の行使によって国家間の問題として処理されるのが原則であり、一般的に個人が国際法に基づいて他国に対する権利を行使するようなことは考えられてない。もつとも、時代の変遷等により国際法の性格も変





容し、直接個人に対して権利を与えることを明確に規定する国際法も現れているが、個人がその所属国以外の国家に対し直接権利を行使し得るためには、個人が所属国以外の国家に対し直接権利を行使することを認める特別の国際法規範が存在しなければならぬと解される。

## 2 国際慣習法について

一般に国際慣習法とは、「法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習」（国際司法裁判所規程三八条一項ロ）を指すとされており、これが成立するためには、諸国家の行為の積重ね（国家実行）を通じて一定の国際慣行（一般慣行）が成立していること及びそれを法的な義務として確信する諸国家の信念（法的確信）が存在することが必要であると解される。すなわち、国際慣習法は国際法規範の一つであるから、特





定の事項について大多数の国家間において同様の国家実行が反復、継続され、それがある程度恒常的で均一の慣行となっており、かつ、主要な国家を含む大多数の国家が、当該国家実行を国際法上の義務又は権能と認識し確信して行っていることが認められるときに限り、当該国家実行について国際慣習法の成立を認定することができるものと解するのが相当である。

3 「人道に対する罪」違反及びその他の国際法違反に基づく補償請求について

(一) 原告らは、第二次世界大戦期には、陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（以下「ハーグ陸戦条約」という。）及びその附属規則である陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（以下「ハーグ陸戦規則」という。）等により、



軍隊構成員が「人道に対する罪」に該当する行為を行った場合、その軍隊の所屬する国家が同罪違反の行為を行ったものとして被害者個人に対してその損害を賠償ないし補償しなければならないという法理は、国際慣習法として、すでに確立していたと主張する。

(二) ハーグ陸戦条約及ハーグ陸戦規則

日本は、明治四四年（一九一一年）十一月六日、ハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則を批准し、同年一月三日、同条約及び同規則の批准書を寄託し、同条約及び同規則は、明治四五年（一九一二年）二月一二日、日本について発効した。ハーグ陸戦条約三条は、「前記規則（ハーグ陸戦規則）ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ



組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ。」と規定し、ハーグ陸戦規則四六条一項には、「家ノ名誉及權利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ、之ヲ尊重スヘシ。」との規定がある。右文言によれば、ハーグ陸戦条約三条は、交戦当事者である国家は、軍隊構成員が行つたハーグ陸戦規則違反の行為によつて生じた個人の損害について、損害賠償の責任を負わせるものであることが明らかである。しかし、同条の文言及び趣旨によれば、各国軍隊及びその構成員にハーグ陸戦規則を遵守させるため、交戦当事者である国家に同規則違反の行為によつて生じた損害の賠償責任を課したものと認められ、それ以上に、被害を受ける個人の権利を保護することまでも定めたものとは解し難い。また、ハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則には、被害





を受けた個人が権利を行使する方法その他個人の権利を認めることを窺わせる規定はなく、同条約の起草の過程にもこれを窺わせるものはない。

そうすると、ハーグ陸戦条約三条は、被害者個人の加害国に対する損害賠償請求権を認めたものとはいえない。

原告らは、ハーグ陸戦条約三条が被害者個人の損害賠償請求権を認めているとの解釈を前提に、同条によって具体化された国際慣習法に基づき損害賠償請求権の存在を主張しているが、右のとおり、ハーグ陸戦条約三条は被害者個人の損害賠償請求権を認めたものと解することができないから、原告らの右主張は採用できない。

(三) ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例六条等



「人道に対する罪」という概念は、一九三一年のパリ不戦會議にその萌芽がみられた。ニュールンベルグ國際軍事裁判所條例六条は、軍事裁判の訴因として、(a)平和に対する罪、(b)戦時犯罪、(c)人道に対する罪及びこれらに対する共同謀議への関与を挙げ、初めて「人道に対する罪」を明文化した。同条は、「次の諸行為若しくはその何れか一つの行為は裁判所の管轄権に属する犯罪であつて、これに対しては個人的責任が存する。(a)平和に対する罪；(b)戦時犯罪；(c)人道に対する罪 即ち犯行のなされた国家の国内法を侵犯したか、否かに拘わらず、本裁判所の管轄内にある、何れかの犯罪の遂行に当り、又は、これに關連して戦前及び戦争中一般人民に対してなされた謀殺、掃滅、奴隸化、強制移送、及び、その他の非人道的行為、若しくは政治的・人種



的・宗教的理由に基く迫害」等と規定している。

また、極東軍事裁判所条例五条は、「本裁判所は、平和に対する罪を包含せる犯罪に付個人として又は団体構成員として訴追せられたる極東戦争犯罪人を審理し、処罰するの権限を有す。左に掲ぐる一又は数個の行為は、個人責任あるものとし、本裁判所の管轄に属する犯罪とす。」として、「(イ)平和に対する罪；(ロ)通例の戦争犯罪；(ハ)人道に対する罪 即ち、戦前又は戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隷的虐使、追放其の他の非人道的行為、若は政治的又は人種的理由に基く迫害行為であつて犯行地の国内法違反たと否とを問わず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に関連して為されたるもの。」と規定する。





しかし、これらの軍事裁判所における罪は、第二次世界大戦における重大戦争犯罪の行為者個人の刑事責任を明らかにし、これを処罰するため設けられたものであり、前記各条項の文言からすれば、「人道に対する罪」は、犯罪構成要件を規定するものであり、個人処罰を目的とするものであったと認められる。

そうすると、これらは、これに拘束される国家に、違反行為者個人を国際裁判所の処罰に服させる義務を負わせるにすぎず、その違反行為者個人の所属する国家の民事責任を基礎づけるものとはいえないといふべきである。

したがって、ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例六条及び極東軍事裁判所条例五条に関して、国際慣習法が成立しているとしても、



「人道に対する罪」の被害者にその違反行為者個人の所属する国家に  
対する損害賠償請求権ないし補償請求権が認められたということではで  
きない。

(四) 奴隷条約及びその国際慣習法に基づく補償請求について

原告らは、個人が奴隷条約により奴隷の状態又は隷属的な状態にお  
かれぬ権利を有するところ、軍人軍属及び軍隊慰安婦とされた朝鮮  
人は、日本国によって奴隷の状態又は隷属的な状態におかれていたか  
ら、被告に対し、補償を請求することができると主張する。

国際連盟は、一九二六年に奴隷条約を採択し、同条約は翌年から発  
効した（もつとも、日本はこの条約を批准しなかつた）。奴隷条約  
は、締結国に対し奴隷制度の廃止の実現を義務づけるなどするもので



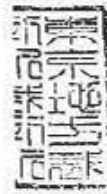
あるが、被害者たる個人が国家責任を追及し得るとか、被害者たる個人に補償すべき内容が規定されているわけではないし、被害者たる個人が加害者の所属する国家に対して直接損害賠償請求権を取得すると解すべき条項もない（甲一〇一参照）。そして、奴隷条約の発効後において、同条約に基づいて国家が奴隷とされた個人に対して直接損害賠償を実行した事例があつたことを認めるに足りる証拠もない。

そうすると、奴隷条約及びその国際慣習法に基づいて、被害者たる個人が条約違反をした国家に対し直接損害賠償請求権を取得するといふことはできない。

(五) 強制労働条約及びその国際慣習法に基づく補償請求について

原告らは、強制労働条約は強制労働を禁止しているところ、軍人軍





属及び軍隊慰安婦とされた朝鮮人は、日本国によって強制労働に服させられたから、被告に対し、補償を請求することができると主張する。

「強制労働ニ関スル条約」は、昭和五年（一九三〇年）に国際労働機関（ILO）総会で採択され、日本は昭和七年（一九三二年）にこれを批准した。強制労働条約は、締結国に可能な限り最短の期間内に一切の形式の強制労働を廃することを義務づけ、経過期間中においても公の目的のためにのみこれを認めており（一条）、国家又はその権限ある機関に、私人による強制労働についてもこれを廃止し又は強制労働に制限を加えようとするものであるから（四条等）、専ら国家の義務を規定するものといふことができる。また、同条約には、違法に強制労働を課せられた被害者たる個人の条約に違反した国家に対する



損害賠償請求権が規定されているわけではないし、被害者たる個人が条約に違反した国家に対して直接損害賠償請求権を取得すると解すべき条項もない。そして、強制労働条約の締結後、同条約に基づいて国家が違法に強制労働を課せられた個人に対して直接損害賠償を履行した事例があつたことを認めるに足りる証拠もない。

そうすると、強制労働条約及びその国際慣習法に基づいて、被害者たる個人が条約違反をした国家に対し直接損害賠償請求権を取得するということはできない。

(六) 醜業条約に関する国際法及びその国際慣習法に基づく補償請求について

軍隊慰安婦関係の原告らは、被告は軍隊慰安婦制度を設け、これを



維持管理し、醜業条約に関する国際法に反したから、被告に対し、損害賠償ないし補償を請求することができると主張する。

日本は、大正一四年（一九二五年）に、①「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定」、②「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」に加入した。②の条約は、本人の承諾を得た場合であつても未成年の婦女を醜業に就かせる行為を刑事罰の対象とすることを規定し（一、二条）、締結国に現行国内法が不十分な場合は立法措置を講じることが約させるものであるから（三条）、基本的には、国家の処罰義務、立法義務を規定するものである。また、同条約には、被害者たる個人の条約に違反した国家に対する損害賠償請求権が規定されているわけではないし、被害者たる個人が条約に違反



した国家に対して直接損害賠償請求権を取得すると解すべき条項もない。そして、右各条約の締結後、右各条約に基づいて国家が被害者たる個人に対して直接損害賠償を実行した事例があつたことを認めるに足りる証拠もない。

そうすると、右各条約及びその国際慣習法に基づいて、被害者たる個人が条約違反をした国家に対し直接損害賠償請求権を取得するといふことはできない。

(七) 諸外国の立法例について

原告らは、国際人道法に違反した行為により被害を受けた個人被害者が、当該行為を行つた軍隊構成員の国籍国に対して損害賠償を請求できるとする法理がハーグ陸戦条約締結時から今日まで数多くの国家





実行において採用され実施されてきているとして、第二次世界大戦後のドイツ連邦共和国（旧通称・西ドイツ）、イタリア、アメリカ合衆国、カナダの各国における立法による補償を挙げる。

しかし、これらの立法のうち、「人道に対する罪」について言及したものは、ドイツ連邦共和国（旧通称・西ドイツ）の連邦補償法だけであり、その他の立法例はこれに言及していないから、これらの立法をもつて、直ちに国際人道法に違反した行為につき、個人被害者が加害国に対し損害賠償を請求できるとする国際慣行が成立しているということはできない。

(ハ) 国連人権委員会の各報告について

証拠（甲一〇四）及び弁論の全趣旨によれば、国連人権委員会の特



別報告者であるラディカ・クマラスワミによる報告書（一九九六年（平成八年））は、戦時の軍事的性奴隷制問題に関して、大韓民国、日本国を訪問するなどして関係者から事情聴取をした上で、第二次世界大戦中に旧日本軍により設置された慰安所制度が国際法上の義務に違反したとし、軍隊慰安婦を軍事的性奴隷であるとして、日本国政府に対し、慰安所制度が国際法上の義務に違反したことを承認し、その違反の法的責任を受諾することなど一定の行為をするように勧告していること、国連人権委員会の差別防止・少数者保護小委員会の特別報告者であるゲイ・J・マクドゥーガルによる「武力紛争下の組織的強かん、性奴隷制および奴隷制類似慣行に関する最終報告書」（一九九八年（平成一〇年））は、旧日本軍の慰安所における強制的売春を強



姦と、慰安婦を奴隷であると論じ、慰安所制度は国際慣習法に違反し、日本政府には慰安婦に対する損害賠償責任があるとして、日本国政府に対し、慰安婦を特定し、補償し、加害者を訴追する状況の進行について国連事務総長に対する報告を勧告していることが認められる。

しかし、右各報告書は、いずれも、重大な人権侵害によって被害を受けた個人が直接に加害国に対し損害賠償等を請求し、加害国がこれに応じて被害者個人に対して直接に損害賠償等を行った具体的事例を掲げていないことが認められるから、右各報告書によっても、第二次世界大戦当時、右各勧告と同様の個人に対する国家の損害賠償責任を認める国際慣習法が成立していたと認めることはできない。

(九) したがって、原告らの「人道に対する罪」違反及びその他の国際法



違反に基づく補償請求は、その余の点につき判断するまでもなく、いずれも理由がない。

#### 4 原状回復請求権に基づく補償請求について

原告らは、カイロ宣言には、連合国は「朝鮮ノ人民ノ奴隸状態ニ留意シ應テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス」との文言があるところ、被告が受諾したポツダム宣言八項には、「『カイロ』宣言ノ条項ハ履行セラルベク」との文言があり、ポツダム宣言を受けて被告が締結したサン・フランシスコ平和条約二条(a)には、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び嶺陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」との文言があるから、被告は、ポツダム宣言の受諾及びサン・フランシスコ平和条約の締結により、カ



イロ宣言で謳われた朝鮮人民の「奴隷状態」からの回復を履行すべき義務を負い、朝鮮人元軍人軍属及びその遺族並びに軍隊慰安婦に対して、その物的精神的損害につき補償すべき義務を負ったと主張する（なお、原告らは、右請求権を「憲法上の原状回復請求権（憲法前文、ポツダム宣言受諾に基づく補償請求）」と称するが、その内容はポツダム宣言の受諾及びサン・フランシスコ平和条約の締結に基づくものであるから、国内法に基づく請求ではなく、国際法に基づく請求に分類するのが相当である。）。

一九四三年、日本と交戦状態にあつた主要連合国であるアメリカ合衆国、イギリス及び中国の三か国の首脳は、カイロにおける対日講和条件についての協議の結果を宣言した。右のカイロ宣言には、「右同盟国ノ





目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本  
国ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並  
ニ満州、台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盜取シタル一切ノ地域  
ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ 日本国ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本国  
ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルベシ 前記三大国ハ朝鮮ノ  
人民ノ奴隸状態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由且獨立ノモノタラシムルノ決意  
ヲ有ス」との記載がある。そして、カイロ宣言を受けて発せられたポツ  
ダム宣言の八項、被告が締結したサン・フランシスコ平和条約二条(a)に  
は、それぞれ前記の記載がある。

しかし、カイロ宣言の趣旨及び文言、特に右文言によれば、右宣言は、  
対日講和条件のうち主として当時日本の領土とされていた地域の処理に



関する右三か国の基本方針を表明したものであり、その中で朝鮮を独立させることを明らかにしたものと認められ、それ以上に、被告に対し、朝鮮人個人に対する損害賠償ないし補償の義務を負わせたものと解することは困難である。そして、右の点を考慮すれば、カイロ宣言を受けて発せられたポツダム宣言の八項は、右三か国がカイロ宣言で表明した当時日本の領土とされていた地域の処理に関する右三か国の基本方針が履行されるべきこと、すなわち、朝鮮の独立等を被告に要求したにとどまるものであり、また、サン・フランシスコ平和条約二条(a)も、同様に、朝鮮の独立等を締結国との間で合意したにとどまるものと認められる。

したがって、右各宣言及び条約は、原告ら主張の損失補償義務の根拠となるものでないから、原告らの右請求は理由がない。

5 国際法上の平等原則に基づく補償請求について

原告らは、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）、恩給法の後記国籍条項による取扱は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（以下「A規約」という。）二条一項、二項及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下「B規約」という。）二条一項、二六条に違反するので、右各規定に基づき、被告に対し、補償を請求することができると主張する。

日本は、昭和五四年、A規約及びB規約を批准し、これらは同年九月二一日発効した。A規約二条一項は、「この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を





最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、  
経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束す  
る。」と規定し、同条二項は、「この規約の締約国は、この規約に規定  
する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、  
国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差  
別もなしに行使されることを保障することを約束する。」と規定し、B  
規約二条一項は、「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、  
その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、  
宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出  
生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認めら  
れる権利を尊重し及び確保することを約束する。」と規定し、二六条は、



「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」と規定している。

しかし、A規約二条一、二項、B規約二条一項、二六条の定める平等原則は、憲法一四条一項と同趣旨のものであり、合理的な理由のない差別を禁止する趣旨のものであると解されるところ、援護法、恩給法の国籍条項が合理的な理由のない差別を行うものとはいえず、憲法一四条一項に反するものでないことは、後記二の2判示のとおりであるから、援





護法、恩給法の国籍条項がA規約二条一、二項、B規約二条一項、二六条に違反するものとはいえない。

なお、国連の規約人権委員会が一九八九年四月三日にイブラヒム・ゲイエほかのセネガル退役軍人からの選択議定書に基づく通報に基づき、B規約二六条の判断として、セネガル国籍の退役軍人に係る年金につき、フランス国が被害回復のための効果的な措置を採るべき義務があるとの見解を採択したことが認められるが、右採択は、フランス国籍であり、フランス国の軍務に従事し、セネガル国が独立した後もフランス人の退役軍人と同様に年金を受給していた事案についてのものであり、いわゆる戦後処理に基づき分離独立した地域の住民に関して、サン・フランシスコ平和条約に特別の定めがされている本件とは事案を異にするもので



ある。

したがって、原告らの右請求は、その余の点につき判断するまでもなく理由がない。

## 二 国内法に基づく請求について

### 1 憲法二九条三項に基づく補償請求について

原告らは、個人の生命、身体、自由が社会生活上一般に受忍すべきものとされる限度を超えて制限され、特別の犠牲を強いられた場合には、右犠牲を強いられた者は、直接憲法二九条三項に基づいて国に対して正当な補償を請求することができるものと解すべきであるところ、原告らは、自分自身又はその夫、父、兄弟を日本の強制連行により強制的に戦場へ狩り出され、日本の軍人軍属、軍隊慰安婦として生命、身体、その





自由、性的自由を奪われたものであるから、同項に基づき、被告に対し、その損失の補償を請求することができる」と主張する。

しかし、日本国憲法は、昭和二十一年一月三日に公布され、その施行を公布の日から起算して六箇月を経過した日からと定め（同法一〇〇条）、昭和二十二年五月三日から施行されたものであるところ、憲法には、遡及的適用を認めた規定はないから、憲法は、その施行前の行為について適用されない。原告らが本件において主張している被告の行為は、日本国憲法施行前のものであることが明らかであるから、右行為につき日本国憲法二九条三項の適用ないし類推適用をする余地はないというべきである。

したがって、原告らの右請求は、その余の点につき判断するまでもな

く理由がない。

## 2 憲法の平等原則に基づく補償請求について

(一) 軍人軍属関係の原告らは、援護法、恩給法は、国家補償の精神に基づき、日本国の軍人軍属等として傷病又は死亡の戦争被害を被った個人に対し、その補償を行っているところ、援護法は戸籍法の適用を受けない者につきその適用から除外し（同法附則二項）、日本国籍を失ったときには障害年金を受ける権利が消滅する旨規定し（同法一四条一項二号）、恩給法は援護法と同様に国籍による権利消滅を規定している（同法九条一項三号。以下これらの規定を総称して「国籍条項」という。）が、右国籍条項は国家補償としての各法の趣旨に反し憲法一四条の平等原則に違反するものであり、平等原則違反の差別を受け





た者はその差別状態を解消する権利を有し、有利に取り扱われた者と同等の給付を受けることができると主張する。

(二) 国籍条項の憲法一四條適合性

(1) 憲法一四條一項は、法の下での平等を定めているが、右規定は合理的な理由のない差別を禁止する趣旨のものであり、各人に存する経済的、社会的その他の種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱に差別を設けることは、その差別が合理性を有する限り、何ら右規定に違反するものではないと解すべきである。

(2) 太平洋戦争の終戦までは、文官や軍人が公務上負傷し又は疾病にかかり、これにより障害の状態となり又は死亡したときは、恩給法による傷病年金等が支給されており、軍人軍属等が戦死傷した場合

には、本人又はその遺族に対し、恩給法等により恩給、扶助料等が支給されることとされていたが、終戦後、連合軍最高司令部（GHQ）の指示に基づき、昭和二十一年の恩給法の特例に関する件（同年勅令第六八号）等により、軍人軍属及びその遺族に対する恩給、扶助料等の支給は、一部重度の戦傷病者に対するものを除いて一切停止され、同年の恩給法の改正により廃止された。

昭和二十七年四月二十八日、サン・フランシスコ平和条約が発効し、その二条(a)において、日本国は朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、同条(b)において、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、四条(a)において、これらの地域（い



わゆる分離独立地域）の施政を行っている当局及びその住民の日本国及び日本国民に対する請求権の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とするとされた。

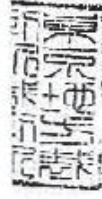
同年四月三〇日、軍人軍属等であった戦死傷者及びその遺族の救済を図るため、援護法が公布、施行され、同月一日に遡って適用されたが、前記のとおり、国籍条項が設けられた。また、昭和二八年八月一日施行の恩給法改正により元軍人軍属及びその遺族に対する恩給の支給が復活したが、この時点においては、朝鮮半島及び台湾出身者はサン・フランシスコ平和条約により日本の国籍を失っていたため、恩給法九条一項三号の規定の趣旨に照らし、恩給の支給を受ける資格を有しないこととなった。





(3) ところで、太平洋戦争中から戦後にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命、身体、財産等の犠牲を堪え忍ぶことを余儀なくされていたのであつて、これらの犠牲は、いずれも戦争犠牲ないし戦争損害として国民がひとしく受忍しなければならなかつたところであり、これらの戦争損害に対する補償は憲法の予想しないところというべきである。

したがって、その補償の要否及び在り方については、国家財政、社会経済、損害の内容及び程度等に関する資料を基礎とする立法府の裁量的判断に委ねられたものと解するのが相当である（最高裁判所昭和四三年一一月二七日大法院判決・民集二二卷一一号二八〇八頁、最高裁判所平成九年三月一三日第一小法院判決・民集五一卷三号一



二二三頁参照)。そして、軍人軍属等の戦死傷による障害等も、右にいう戦争犠牲ないし戦争損害にほかならない。

また、恩給法による恩給等は、官吏ないし公務員であつた者の稼働能力の減損に対する補償という性格を有するが、他方において、官吏ないし公務員であつた者又はその遺族の生活扶助的性格をも備えたものであり、援護法は、国家補償の精神に基づくものであるが、他方において、軍人軍属等であつた者又はその遺族に対する生活扶助的性格をも備えたものと解されるところ、この種の扶助は、当該扶助の対象者の属する国家の責任でされることが現在国家間で基本的に容認されている実状にあると解される。

右のような戦争犠牲ないし戦争損害のもつ特殊性、恩給法及び援





護法の性格等をも考慮すれば、援護法の制定及び恩給法の改正に当たって、朝鮮半島出身者である軍人軍属等に対する補償問題は、日本国政府と韓国政府との特別取極によつて解決することを予定し、援護法においては自国民のみ援護の対象とする趣旨で前記の国籍条項を設けるといふ立法政策をとつたことには十分な合理的根拠があるものであり、前記国籍条項により、日本の国籍を有する軍人軍属等と日本の国籍を有しない朝鮮半島出身者の軍人軍属等との間に、その取扱に差異が生じているとしても、その立法政策の当否はともかく、これをもつて直ちに、前記国籍条項が憲法一四条一項に違反するといふことはできない（最高裁判所平成四年四月二八日第三小法廷判決・裁判集民事一六四号二九五頁参照）。





(三) したがって、原告らの右請求は、その余の点につき判断するまでもなく理由がない。

### 3 条理に基づく補償請求について

原告らは、援護法、恩給法をはじめとする戦争犠牲者に対する補償立法は、「国家補償の精神」に基づくものであり、その補償は犠牲者が日本国の軍人軍属等として傷病又は死亡という戦争被害を被ったことに着目したものであるにもかかわらず、被告は、補償措置に国籍条項を設けて補償立法がないことを理由に原告らに対する補償を拒んでいるところ、原告らが被った生命、身体及びその自由に関する損失は、日本民族たる「国民」が被った一般的な戦争犠牲ではなく、それとは異質な、強制連行と日本国の軍人軍属等として被った特別な戦争犠牲であるから、条理

に基づいて、それによる損失に対する補償が認められるべきであると主張する。

しかし、原告ら主張の生命、身体及びその自由の犠牲は、戦争犠牲ないし戦争損害にほかならないところ、このような犠牲ないし損害に対する補償の要否及びその在り方については、国家財政、社会経済、損害の内容及び程度等に関する資料を基礎とする立法府の裁量的判断に委ねられたものと解すべきことは前記2判示のとおりである。そして、このような犠牲ないし損害について立法を待たずに当然に戦争遂行主体であった国に対して国家補償を請求することができるといふ条理は未だ存在しないものといわざるを得ない。

したがって、原告らの右主張は理由がないものといふべく、原告らの







右請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

4 信義則（安全配慮義務違反）に基づく補償請求について

(一) 原告らは、被告は、軍人に対しては包括的絶対的な指揮命令に対応する付随義務ないし安全配慮義務を負い、軍属に対しては雇用関係に基づき安全配慮義務を負い、軍隊慰安婦に対しては被告・軍が強制連行、慰安所の設置及び管理等に計画的、積極的に関与したことなどから安全配慮義務を負っていたところ、右義務に違反したと主張する。

国又は使用者は、公務員又は労働者に対し、公務遂行又は労務提供のために設置する場所、施設もしくは器具等の設置管理又は上司の指示の下にする公務の遂行もしくは労務の提供の過程において、公務員又は労働者の生命、身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務を





負っているものと解すべきである（最高裁判所昭和五〇年二月二五日第三小法廷判決・民集二九卷二号一四三頁、最高裁判所昭和五九年四月一〇日第三小法廷判決・民集三八卷六号五五七頁参照）。そして、

右のような安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきものである。

しかし、安全配慮義務の成立が認められる法律関係は一樣ではない。うえ、安全配慮義務の具体的な内容は、公務員又は労働者の職種、地位、公務又は労務の内容及び安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるべきものであるから、右義務違反を理由とする損



害賠償請求訴訟においては、右義務の内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張・立証する責任は、義務違反を主張する請求者側にあると解すべきである（前掲最高裁判所昭和五〇年二月二五日第三小法廷判決、最高裁判所昭和五六年二月一六日第二小法廷判決・民集三五卷一号五六頁参照）。

本件においてこれをみるに、原告らは、被告が原告らの生命、健康等に対する安全配慮義務を怠ったと主張するのみで、当該具体的状況に応じた具体的な義務の内容を特定しないし、義務違反に該当する事実を主張・立証しないから、原告らの右主張は主張自体理由がないというべきである。

また、原告らは、被告が朝鮮人を軍人、軍属、軍隊慰安婦として強



制連行したなどと主張し、強制連行に内在する義務として、生命、身体を自ら侵害せず、他人に侵害させないという内容の安全配慮義務を負うと主張するもののようなものであるが、そのような結果責任を伴う絶対的な安全配慮義務を被告が負担していたと解することはできない。

(二) 軍属関係の原告らは、被告は軍属との間の契約において、軍属に戦死傷の結果が発生した場合は安全配慮義務の代替代償としてその損失を填補することをその内容としたものというべきであると主張するが、右のように解すべき根拠は見当たらない。

また、軍属関係の原告らは、被告は、徴用において、徴用を解除した場合に、帰郷のための旅費等を支給して被徴用者の帰郷を果し、少なくとも援護する義務を負担していたところ、被告は右義務に違反し



たとも主張するが、右主張についても具体的な義務違反の主張はないから、原告らの右主張は主張自体理由がないといふべきである。

5 民法上の不法行為（民法七〇九条、七一五条）に基づく請求について

(一) 民法上の不法行為に基づく責任の有無について

原告らは、被告は、昭和六年（一九三一年）から昭和二〇年（一九四五年）までのいわゆる一五年戦争において、原告ら又はその夫、父、兄弟に対して、強制、凶行、姦行を重ねたが、被告の行為は、非人道的行為であつて、「人道に対する罪」に該当し、民事上も著しく違法であるから、民法上の不法行為を構成し、被告は民法上の不法行為（民法七〇九条、七一五条）に基づく損害賠償責任を負ふと主張する。

国家賠償法（昭和二十二年一〇月二十七日公布、同日施行）の施行前に





においては、一般的に国に賠償責任を認める法令上の根拠はなく、公法上の行為であつても非権力的作用については私法の適用があると解釈されていたが、明治憲法下においては、公法上の行為のうち権力的作用による個人の損害については私法が適用されず、国は責任を負わないという国家無責任（無答責）の法理が妥当するとされていた。すなわち、明治憲法下においては、権力的作用によつて個人に損害が発生したとしても、民法の適用はなく、また、一般的に国の賠償責任を認めた法律はなく、行政裁判所においても、「損害要償ノ訴訟」を受理できないとされ（行政裁判所法一六条）、国家の賠償責任を肯定すべき根拠法令がなかつたことから、その損害について国の損害賠償責任を認めることはできなかつたのである（大審院昭和一六年二月二七日





判決・民集二〇巻二号一一八頁、最高裁判所昭和二五年四月一日第三小法廷判決・裁判集民事三号二二五頁参照)。そして、国家賠償法附則六項の「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」との経過規定に照らせば、右行為当時においては、民法七〇九条、七一五条の規定によつて、国がその権力的作用による損害について個人に対して損害賠償責任を負担すると解することはできない。

原告らが主張する被告の行為は、戦争という国家の権力的作用に付随する行為と解されるから、被告はこれに基づく損害につき民法上の不法行為責任を負うことはないといふべきである。

なお、原告らが引用する大審院大正七年一〇月二五日判決・民録二



四輯二〇六二頁、最高裁判所昭和三十一年四月一〇日判決・訟務月報二卷五号八八頁の事案は、いずれも国又は公共団体の権力的作用に関する事案ではない。

(二) 除斥期間について

また、原告らが主張する被告の行為は、太平洋戦争を含むいわゆる一五年戦争において行われたものであるところ、本件訴訟は太平洋戦争終結時から二〇年以上経過した後提起されたことが記録上明らかであるから、原告らが主張する損害賠償請求権は、民法七二四条後段により、除斥期間の経過によって消滅したものと認められる。

(三) したがって、原告らの民法上の不法行為に基づく請求は、その余の点につき判断するまでもなく、いずれも理由がない。

6 立法不作為を理由とする国家賠償法一条一項に基づく請求について

(一) 原告らは、被告が、被告の国会議員（合議体としての国会議員全

員）において、朝鮮人である元軍人軍属及びその遺族並びに軍隊慰安婦に対して補償金の給付をすべき旨の立法を行っていないから、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受け、同項に基づき賠償責任を負うと主張する。

(二) 憲法一七条は、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。一と規定し、これを具体化した国家賠償法一条一項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたと

きは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定するところ、同項の規定は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである。

国会による立法も公権力の行使に当たるから、国会議員の立法行為（立法不作為を含む。以下同じ。）も国家賠償法一条一項による賠償の対象となり得るが、憲法が採用する議会制民主主義の下における国会議員の立法過程における行動は、原則として国会議員各自の政治的な判断に任され、その当否は、最終的には自由な言論や選挙を通じての国民の政治的評価に委ねられているというべきである。





したがって、国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではなく、国会ないし国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというように、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の適用上、違法の評価を受けるものではないと解すべきである（最高裁判所昭和六〇年十一月二一日第一小法廷判決・民集三九卷七号一五一一二頁、最高裁判所昭和六二年六月二六日第二小法廷判決・裁判集民事一五一号一四七頁参照）。

これを本件についてみるに、憲法の前文その他の規定をみても、原

告ら主張の立法の作為義務を一義的に定めた規定であると解すること  
のできる規定は見当たらない。

そうすると、原告ら主張の立法を行うことが、憲法上必須な要請で  
あり、一義的に右の立法の作為義務が定められていると解することは  
できない。

(三) したがって、原告らの右主張は採用することができず、原告らの右  
請求は理由がない。

第五 未払給与債権等の請求及びその損失補償の請求についての判断

一 未払給与債権等の請求について

1 原告朴 封ら一〇名は、被告に対し、未払給与請求権等（未払給与債  
権等）を有すると主張するところ、被告は、仮に右原告らが未払給与請

求権等を有していたとしても、当該請求権は、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（昭和四〇年法律第一四四号、以下「措置法」という。）一項によつて消滅したと主張する。

2 そこで、被告の右主張について判断する。

(一) 措置法は、韓国及び同国民の財産権（①日本国又はその国民に対する債権、②担保権であつて、日本国又はその国民の有する物又は債権を目的とするもの。）であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（昭和四〇年条約第二七号、以下「日韓協定」という。）二条三にいう「財産、権



利及び利益」に該当するものについては、昭和四〇年六月二二日に  
いて原則的に消滅したものとする旨規定している（同法一項）。

証拠（甲八八、八九の1ないし10、九七、一〇〇、乙一、五、六）  
及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる（条約及び法律に  
関する事実は当裁判所に顕著である。）。

(1) サン・フランシスコ平和条約四条(a)において、いわゆる分離独立  
地域の施政を行っている当局及びその住民の日本国及び日本国民  
に対する請求権の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極  
の主題とするとされた。日本国と韓国は、これを受けて、国交正常  
化、財産及び請求権に関する問題についての交渉を開始したが、約  
一〇年間の討議の結果、請求権の法的根拠の有無についての両国の



見解の相違、証拠資料の散逸等による事実関係の立証の困難等の理由から、韓国側の請求項目のうち、法的根拠があり、かつ、事実関係を十分に立証されたものについてのみ支払うという方式による解決が現実問題として非常に困難であることが判明した。しかし、日韓国交正常化の実現をいつまでも遅らせることは大局的見地からみて好ましくなく、将来に向けた両国間の友好関係の確立という要請もあつた。そこで、この際、韓国の民生の安定、経済の発展に貢献することを目的とし、また、日本国の財政事情や韓国の経済開発計画のための資金の必要性をも勘案して、日本国が韓国に対し、三億ドルの無償供与及び二億ドルの長期低利の貸付けを行うこととし、これと並行して、日韓間の請求権問題については、完全かつ最終的



に解決することとして、昭和四〇年六月二二日、日韓協定が署名された（同年一二月一八日に効力発生）。

- (2) 日韓協定二条は、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」(1項)、  
「この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く。）に影響を及ぼすものではない。(a)一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方





の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益 (b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの」(2項)、 「2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。」(3項)と規定している。

(3) 日韓協定の署名日である昭和四〇年六月二十二日、日本国政府と韓



国政府との間で合意された議事録（財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録。以下「合意議事録」という。）において、日韓協定二条にいう「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解され（合意議事録2(a)）、同協定二条3により執られる「措置」については、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置をいうことに意見の一致をみた（合意議事録2(e)）とされ、また、同協定二条1にいう「完全かつ最終的に解決されたこととなる」両国及びその国民の財



産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる八項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された（合意議事録2 (g)）とされた。

- (4) 日韓協定を受けて、韓国においては、請求権資金の運用及び管理に関する法律（一九六六年二月）、対日民間請求権申告に関する法律（一九七一年一月）及び対日民間請求権補償に関する法律（一九七四年一二月）が制定され、韓国国民が有している一九四五年八月一五日までの日本国に対する民間請求権はこれらの法律に定める請求権資金の中から補償しなければならぬものとされ、韓国政府は



日本国からの前記無償供与資金三億ドル（当時の為替レートで一〇八〇億円）の一部等により、韓国国民が有する日本国政府が発行した有価証券や日本国政府に対する各種債権、日本国により軍人、軍属又は労務者として招集又は徴用され、終戦前に死亡した者の請求権等の日本国に対する民間請求権の補償を実施した。

- (5) 日本国においては、日韓協定二条三にいう国内法的「措置」として、措置法が制定され、同法において、韓国及び同国民の財産権であつて、日韓協定二条三にいう「財産、権利及び利益」に該当するものについては、昭和四〇年六月二二日において原則的に消滅したものとされた（同法一項）。

(二) 右事実によれば、日韓協定は、日本国と韓国との間の国交正常化の



ための外交交渉において提出されていた韓国側の「韓国の対日請求要綱」（いわゆる八項目）の要求の個別的認定判断、試算等の困難を踏まえて、極めて高度の外交的政治的判断によつて、日本国による韓国に対する無償供与及び貸付けの形で処理することとしたものであり、日韓協定二条1、3の趣旨は、日韓両国は、両国とその国民の財産、権利及び利益並びに請求権について外交保護権を行使しないこととするとともに、それぞれ相手国がこれについてどのような国内法的措置を執るかを全面的に委ねることを合意したものと認められる。そして、日本国は、右合意に基づき、国内法的措置として、措置法を制定し、韓国及び同国国民の財産権であつて、日韓協定二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、昭和四〇年六月二二日において消滅したも



のとしたと認められる。

(三) 右原告らは、日韓協定及び措置法にいう「財産、権利及び利益」とは、相当の法律的根拠により財産的価値の確定した財産権を指し、「請求権」とは、それ以外の財産権（財産的価値は確定しないが、権利の存在については法的根拠のあるもの。）を指すものと解すべきところ、未払給与請求権（未払給与債権）は、未復員者給与法及び未帰還者留守家族等援護法により発生したものではないから、合意議事録にいう「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利」に該当しないし、また、前記各法による支給金額は、本来の未払給与債権額を下回るものであり、本来の未払給与額は確定していないから、措置法により消滅の対象とされた「財産、権利及び







利益」に当たらないと主張する。

しかし、日韓協定二条三にいう「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいい、請求権とはそのような実体法上の根拠を有しないものをいうものと解すべきである（合意議事録2(a)参照）。そして、原告らは、未払給与請求権につき、原告らと被告との各契約関係又は軍人軍属たる公法上の地位に基づいて発生したものであると主張しているから、未払給与請求権は、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利に含まれ、日韓協定二条三にいう「財産、権利及び利益」に含まれるものというべきである。また、郵便貯金債権が右「財産、権利及び利益」に含まれることは明らかである。



(四) したがって、右原告らの主張する未払給与請求権等（未払給与債権等）は、措置法一項によつて消滅の対象とされたものである。

3 右原告らは、日韓協定が相互に外交保護権の不行使を約束するだけのものであるのに、措置法は、韓国民の財産権を合理的必要性もなく消滅させるものであるから、憲法二九条二項に違反し、また、韓国民の財産権を相当の補償をすることなく消滅させるものであるから、同条三項に違反する旨主張する。

日本国と韓国との間の国交正常化のための外交交渉、日韓協定の成立及び措置法の制定の経過は前記2のとおりであつて、サン・フランシスコ平和条約は、当時、連合国の完全な支配下にあつた日本国がその主権の回復を図るため、国の存亡をかけた不可避的に承認せざるを得なかつ





た条約であり、日韓協定は、サン・フランシスコ平和条約において規定された朝鮮の分離独立に伴う財産及び請求権の処理として、日韓両国の国交正常化と友好関係の確立という極めて高度の外交的・政治的判断によつて、両国間の障害を取り除くために不可欠なものであるとして締結されたものであり、措置法は日韓協定に基づいて制定されたものである。措置法において韓国の国民の一定の財産権を消滅させた措置も、右のような経緯で締結されたサン・フランシスコ平和条約、そして日韓協定に基づくものにほかならないのである。右のような国の分離独立ということがときは、本来憲法の予定していないところであつて、憲法的秩序の枠外の問題である。

そうすると、国の分離独立に伴う処理に関して、韓国の国民に損害が



生じたとしても、それは戦争損害と同様に誠にやむを得ない損害であり、これに対する補償は、憲法二九条二、三項の予想しないところといわなければならぬ。

したがって、措置法が相当の補償をすることなく財産権を消滅させることにしたことをもって、憲法二九条二、三項に違反するものとはいえないというべきである。

4 以上によれば、原告朴<sup>●</sup>封ら一〇名が、被告に対し、未払給与債権等を有していたとしても、右債権等は、日韓協定の実施に伴う措置法一項により、昭和四〇年六月二二日において消滅したものである。したがって、右原告らの未払給与債権等に基づく請求は理由がないといわざるを得ない。

二 未払給与債権等の損失補償の請求について

原告朴<sup>■</sup>封ら一〇名は、措置法が憲法二九条二項に違反しないとしても、同条三項に基づき、措置法による未払給与債権等の消滅につき補償を請求できると主張する。

しかし、国の分離独立に伴う処理に関して、韓国の国民に損害が生じたとしても、それは戦争損害と同様に誠にやむを得ない損害であり、その補償のごときは、憲法二九条三項の予想しないところであることは前記一判示のとおりである。

そうすると、右原告らは、措置法による未払給与債権等の消滅につき、憲法二九条三項に基づいて、補償を請求することはできないというべきである。

したがって、右原告らの損失補償の請求は理由がない。

## 第六 結論

よって、原告らの本件請求はいずれも理由がないから棄却する。

(口頭弁論終結の日 平成一二年一月三十一日)

東京地方裁判所民事第一七部



裁判官 草野真人

裁判長裁判官丸山昌一は差し支えのため、裁判官清原博は転官のため、



いづれも署名押印することができない。

裁判官 草野真人







右四〇名訴訟代理人弁護士

同	同	同	同	同	
渡	梁	山	福	幣	高
邊		本	島	原	木
	文				
智		宜	瑞		健
子	洙	成	穗	廣	一





東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

第一、第二事件各被告（以下単に「被告」という。）

国

右代表者法務大臣

高 村 正 彦

右指定代理人

田 邊 哲 夫

右高木健一訴訟復代理人弁護士

古 田 典 子

同	同	同	同
小 沢 弘 子	森 川 真 好	渡 邊 彰 悟	林 和 男



同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

根 向 鈴 佐 松 大 奧 関 小 佐 藤

原 山 木 藤 村 圖 田 口 沢 藤 谷

敏 秀 純 葉 直 正 滿 俊

寿

稔 明 幸 一 子 明 竹 木 男 武 之



。 同 同 同

山 清 松

田 武 永

隆 世 榮

(以上)

司 子 治



